

固定電話が使えなくなる?

悪質な勧誘に注意しましょう。

◆相談事例

電話会社を名乗る業者から「アナログ回線が廃止になるので、今のままだと固定電話が使えなくなる。光回線に切り替える必要がある。」と言われた。この業者が言っていることは本当なのか。

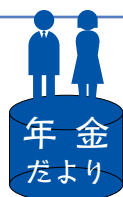


◆アドバイス

- ・ N T T 西日本は令和6年度以降、固定電話の I P 網への移行に伴い、設備切替を行います。
- ・ 切り替えに伴う手続きや工事は不要で、現在使用中の電話機や電話番号はそのまま使うことができます。
- ・ この設備切替に便乗し、「固定電話や固定電話の番号が使えなくなる。」といった勧誘文句で電話勧誘や訪問などの営業をする業者に注意しましょう。
- ・ 判断に迷ったら、その場で返事をせずに家族や消費生活センターに相談しましょう。

問合せ先

射水市消費生活センター (生活安全課内)
 月～金曜日 午前9時～午後4時 ☎ 52-7974
 富山県消費生活センター 高岡支所
 (高岡市赤祖父2-1-1 高岡総合庁舎5階)
 月～金曜日 午前8時30分～午後5時 ☎ 25-2777
 消費者ホットライン ☎ 1888



「11月30日は年金の日」
 11月上旬に、控除証明書が発行されます



国民年金保険料は、所得税および住民税の申告において全額が社会保険料控除の対象となります。(ご家族の分も含む。)その年の1月1日から12月31日までに納付した保険料が対象です。

令和2年1月1日～9月30日に保険料を納付された方に対し、日本年金機構本部から、「社会保険料(国民年金保険料)控除証明書」が送付されます。

年末調整や確定申告の際には、必ずこの証明書(または領収証書)を添付してください。

なお、令和2年10月1日～12月31日に、今年初めて保険料を納付された方へは、令和3年2月上旬に送付されます。

問合せ先

ねんきん加入者ダイヤル ☎ 0570-003-004
 050から始まる電話でおかけになる場合は、
 ☎ 03-6630-2525

控除証明書は再発行ができます。基礎年金番号がわかるものをお手元に準備し、上記の問合せ先へご連絡ください。1週間程度でご自宅へ再送付します。お急ぎの場合は高岡年金事務所へご連絡ください。

高岡年金事務所 21-4180
 (音声案内は②→②番)

★出張年金相談★

- 場所: 射水市役所本庁舎1階 104相談室
- 日時: 11月17日(火) 10:00～15:00
- 予約: 高岡年金事務所 21-4180 (音声案内の①番→②番)

事前に予約をお願いします。

※基礎年金番号のわかるものや身分証を持参してください。

国民年金保険料を初めて納めた時期	控除証明書の発送時期
令和2年1月1日～9月30日	令和2年11月上旬
令和2年10月1日～12月31日	令和3年2月上旬